

令和2年4月17日

学生の皆様へ

修 文 大 学
修文大学短期大学部

大学キャンパスへの入構に関する処置について

本学では刻々と変化する状況を注視し、学生・教職員の健康・安全を最優先に対応を検討してまいりました。また、学生の皆様への学修の機会を確保するため、この状況下において最大限できうる対応をご連絡させていただいております。皆様にはご理解、ご協力をいただいております。感謝いたします。

しかしながら、未だ新型コロナウイルス感染症は、各地で猛威を振るっております。4月10日、愛知県から「緊急事態宣言」が発出され、その後、4月16日には残る40道県に国から「緊急事態宣言」（愛知県は特定警戒都道府県に指定）が発出され、すべての都道府県が対象となりました。愛知県からは休業要請も出されました。

これに伴い、下記の通り大学キャンパスへの入構を禁止し、窓口対応は行わないことといたします。

なお、授業につきましては別途ご案内の通り、オンライン授業で実施いたします。

皆様にはご自身の健康を守るため、また、大切なご家族、身近な人たちを守るため、引き続き不要不急の外出を避け、行動の自粛をお願いいたします。

記

1. 立入禁止期間 4月18日（土）より愛知県内の緊急事態宣言が解除されるまで
2. 緊急の問合せ 期間中は出勤体制を最小限とし、不在となることもありますがご了承ください。

以 上

参考 <https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/>

（愛知県新型コロナウイルス感染症対策サイト）

※状況が変わり次第、公式ホームページまたはポータルサイトにてご連絡いたします。